

第5回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年11月27日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 利用状況調査（農地パトロール）の結果について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 令和 2 年度浜中町農業委員会補正予算の提出について |
| 日程第 14 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第5回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

冬本番が近づき、コロナウイルスの感染拡大が増え、終息が見えない中、また、地方でも少しずつ感染が拡大している中、総会にご出席いただきましてありがとうございます。なお、農政部会の皆さんにおかれましては部会開催のため、早朝からの出席ありがとうございます。

今月は農業委員としての業務の1つでありますアンケートの回収、農業者年金の推進等で地区内を回る機会が多くあったと思いますが、その中で意見や問題提起などございましたら、委員会活動の中で提案をいただきたいと思っております。

本日は報告1件、議案7件を提案させていただいております。慎重審議をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、7番谷口委員、8番宮崎委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 利用状況調査(農地パトロール)の結果についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 利用状況調査(農地パトロール)の結果について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地パトロールは、地域の農地状況の把握と農地利用の総点検という観点で、平成11年より農業委員会組織が全国的に取組を進めてまいりましたが、現在は、農地法第30条第1項に基づく利用状況調査に位置付け、農業委員会の義務的業務として実施しているものでございます。

本年度の農地パトロールは、10月13日から10月16日にかけて実施し、令和2年度の実施要領に基づき調査箇所を4区域に分け、4班体制により海岸地域を除く町内すべての農地を対象に、①遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地の把握、②農地法許可農地の利用状況、③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の利用状況、④違反転用農地の把握、⑤納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況を重点的に調査いたしました。

調査の結果、①耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に著しく劣っていると認められる農地については、農地法第32条の規定により、所有者等に対し、その農地の農業上の利用の意向について調査を行うものとされております。

今回の調査では、遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地、違反転用が行われている農地はなく、また、農地法の許可を受けた農地、農業経営基盤強化法による利用権設定等が行われた農地、納税猶予制度の適用を受けている農地についても、すべて適正に利用されており、農地法第32条の規定による利用意向調査の対象農地はないものと判断しております。

以上、各班の調査結果に基づき御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、4件の届出でございますが、

整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりましたが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、茶内〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内〇線〇番、〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡の内〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までで、平成〇〇年〇月〇日より法定更新を行っておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号3は、茶内東〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内東〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までで、令和〇年〇〇月〇日より法定更新を行っておりますが、この度の解約により令和〇年〇〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号4は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内東〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までで、令和〇年〇〇月〇日より法定更新を行っておりますが、この度の解約により令和〇年〇〇月〇日に土地の引き渡しが行われております

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第1号の質疑を行います。本案については、整理番号4で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。
議案審議の方法といたしましては、整理番号1～3の質疑・採決を先に行い、その後、整理番号4の質疑に入りたいと思います。
それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
10番、妹尾委員。

妹尾委員 契約期間が切れているが、どういう状況なのか？

農政係長 契約の期間は切れてはいるが、農地法3条の場合は双方から解約等のお話がない限り、そのまま法定更新という形で契約が更新されていきます。

妹尾委員 永遠に解約しない限り更新されるのか？

農政係長 農地法3条の場合、お話がない限りは永遠に継続される形になります。

議長 他に質疑はありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1から3を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に整理番号4の質疑を行います。○番○委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○委員退席)

それでは、これから、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

(○○委員入室)

日程第8 議案第2号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます

事務局 長

議案第2号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、3件の現況証明願でございますが、

浜農委2-16号の願い出人は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は西円朱別西〇〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。

次に、浜農委2-17号の願い出人は、茶内〇線〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は茶内〇線〇番〇ほか〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、登記地目変更後の太陽光発電施設の建設を目的とした現況地目の確認でございます。

次に、浜農委2-18号の願い出人は、姉別〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、願い出地は姉別〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡の内〇、〇〇〇㎡で、施設用地部分の現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、押切委員、橋場委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、どの願出地も、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長島主事

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調査委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第2号の質疑を行います。
まず、浜農委2-16号について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、浜農委2-17号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、浜農委2-18号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委2-16号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委2-16号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委2-17号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委2-17号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委2-18号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委2-18号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、贈与による権利の移転2件、使用貸借による権利の設定2件、合計4件の許可申請でございますが、

整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を同住所の〇〇〇〇氏に贈与による権利の移転を行おうとするものでございます。

次に整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡に係るもので、この土地を同住所の〇〇〇〇氏に贈与による権利の移転を行おうとするものでございます。

次に整理番号3は、姉別北〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である同住所の〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号4は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を同住所の〇〇〇〇 〇〇〇〇に使用貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
まず、整理番号1について、3番橋場委員、お願いします

橋場委員

〇〇さんは生前贈与ということで、前々回の総会で畑以外の部分を現況証明により整理していますので、許可することに問題はありません。

議長

ありがとうございました。
次に、整理番号2について、1番嵯峨委員お願いします。

嵯峨委員

現在、〇〇さんは息子さんの〇さんが積極的に経営を行っており、今後も継続して経営を続けていくと思われますので、許可することに問題ないと考えます。

議長

ありがとうございました。
次に、整理番号3について、2番押切委員お願いします。

押切委員 ○○○○さん、○○さんの使用貸借ですが、○○さんも営農をしっかりやられているので、許可することに問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号4について、7番谷口委員お願いします。

谷口委員 ○○○○氏名義の土地を○○○○○○○○に営農用地として使用貸借するので許可することに問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1～4を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、

整理番号1の申請者は、姉別〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇で、経営規模拡大により新たに育成牛舎、堆肥盤を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地1筆、面積〇, 〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、押切委員、橋場委員により、〇〇月〇〇日に実施し、転用はやむを得ないものとするのご判断をいただいておりますが、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第4号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案
の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされておりまして。

本案は、茶内東〇線〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定等申出でございますが、農地利用の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1については、7番谷口委員、1番嵯峨委員、5番百々委員、10番妹尾委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第12 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第6号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、賃貸借8件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1～6は、〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借で、

整理番号1の対象地は、茶内○線○○○番ほか○筆、面積○○万○、○○○㎡、この土地を茶内西○線○○○番地○、○○○○氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号2の対象地は、茶内西○線○○○番ほか○筆、面積○万○、○○○㎡、この土地を茶内西○線○○○番地、○○○○氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号3の対象地は、姉別南○線○○番○ほか○筆、面積○万○、○○○㎡、この土地を姉別南○線○○○番地、○○○○氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号4の対象地は、西円朱別西○○線○○番ほか○○筆、面積○○万○、○○○㎡、この土地を西円朱別西○○線○○○番地、○○○○氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号5の対象地は、西円朱別西○○線○○○番○ほか○○筆、面積○○万○、○○○㎡、この土地を西円朱別西○○線○○○番地、○○○○氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号6の対象地は、茶内○線○○○番ほか○筆、面積○○万○、○○○㎡、この土地を茶内東○線○○○番地、○○○氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号7～8は、○○○○氏からの賃貸借でございますが、

整理番号7の対象地は、茶内西○線○○○番ほか○筆、面積○万○、○○○㎡、この土地を茶内西○線○○○番地、○○○氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号8の対象地は、茶内西○線○○○番ほか○筆、面積○万○、○○○㎡、この土地を茶内西○線○○○番地、○○○氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。本案については、整理番号1～6で○番○○委員、整理番号6で○番○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の方法といたしましては、整理番号7、8の質疑・採決を先に行い、その後、整理番号1～5の質疑・採決、最後に整理番号6の質疑・採決を行います。

それでは、これから、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号7、8を採決いたします。お諮りします。
整理番号7は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号8を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。
次に整理番号1～5の質疑を行います。○番〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1～5を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に整理番号6の質疑を行います。○番〇〇委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
整理番号6は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室) (〇〇委員入室)

日程第13 議案第7号 令和2年度浜中町農業委員会補正予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第7号 令和2年度浜中町農業委員会補正予算の提出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

この度の補正は、新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、歳出の減額補正をしようとするものでございますが、

農業委員会委員に要する経費の農業委員報酬〇〇万〇千円の減については、定数1名減の実績によるもの、費用弁償〇〇万円の減については、研修会等の中止に伴

うもの、農業委員会事務局に要する経費の普通旅費〇〇万〇千円の減と農業者年金事務に要する経費の普通旅費〇万〇千円の減についても、研修会等の中止に伴うもので、歳出の補正は、合わせて〇〇〇万〇千円の減額となります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、12月25日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、12月25日、金曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、12月25日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第5回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

7番 谷口正明

浜中町農業委員会

8番 宮崎義幸

農地法第3条調査書

調査日：令和2年11月20日

第5回浜中町農業委員会総会
議案第3号 整理番号1 (贈与)

| | | | | | |
|---------------------------|---|-----|-------|-----|-----------|
| 譲渡人 | 〇〇 〇〇 | 譲受人 | 〇〇 〇〇 | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 調査員 | 橋場委員 | | | | |
| | 判 断 理 由 | | | 該 当 | |
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。 | | | しない | |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受人は個人であり該当はしない。 | | | しない | |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので該当はしない。 | | | しない | |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | | | しない | |
| 第2項第5号 (下限面積) | 下限面積(2ha)を超えている。 | | | しない | |
| 第2項第6号 (転貸禁止) | 耕作地として利用するため該当はしない。 | | | しない | |
| 第2項第7号 (地域調和) | 本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。 | | | しない | |

農地法第3条調査書

調査日：令和2年11月20日

第5回浜中町農業委員会総会
議案第3号 整理番号2 (贈与)

| | | | | | |
|---------------------------|---|-----|------|-----|-----------|
| 譲渡人 | 〇〇 〇〇 | 譲受人 | 〇〇 〇 | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 調査員 | 嵯峨委員 | | | | |
| | 判 断 理 由 | | | 該 当 | |
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。 | | | しない | |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受人は個人であり該当はしない。 | | | しない | |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので該当はしない。 | | | しない | |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | | | しない | |
| 第2項第5号 (下限面積) | 下限面積(2ha)を超えている。 | | | しない | |
| 第2項第6号 (転貸禁止) | 耕作地として利用するため該当はしない。 | | | しない | |
| 第2項第7号 (地域調和) | 本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。 | | | しない | |

農地法第3条調査書

調査日：令和2年11月24日

第5回浜中町農業委員会総会
議案第3号 整理番号3 (使用貸借)

| | | | | | |
|---------------------------|---|----|-------|-----|-----------|
| 貸主 | 〇〇 〇〇 | 借主 | 〇〇 〇〇 | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 調査員 | 押切委員 | | | | |
| | 判 断 理 由 | | | 該 当 | |
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。 | | | しない | |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受人は個人であり該当はしない。 | | | しない | |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので該当はしない。 | | | しない | |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | | | しない | |
| 第2項第5号 (下限面積) | 下限面積(2ha)を超えている。 | | | しない | |
| 第2項第6号 (転貸禁止) | 耕作地として利用するため該当はしない。 | | | しない | |
| 第2項第7号 (地域調和) | 本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。 | | | しない | |

農地法第3条調査書

調査日：令和2年11月24日

第5回浜中町農業委員会総会
議案第3号 整理番号4 (使用貸借)

| | | | | | |
|---------------------------|---|----|-------------------------|-----|-----------|
| 貸主 | 〇〇 〇〇 | 借主 | 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 調査員 | 谷口委員 | | | | |
| | 判 断 理 由 | | | 該 当 | |
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。 | | | しない | |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 農地所有適格法人以外の法人ではないので該当はしない。 | | | しない | |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので該当はしない。 | | | しない | |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | | | しない | |
| 第2項第5号 (下限面積) | 下限面積(2ha)を超えている。 | | | しない | |
| 第2項第6号 (転貸禁止) | 許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には該当しない。 | | | しない | |
| 第2項第7号 (地域調和) | 本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。 | | | しない | |

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第5回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号1 (賃借権設定)

| | | | | | |
|----------------------------|---------|---|------------|-----|--------------|
| 設定を受ける者 | ○ ○ ○ ○ | 設定をする者 | ○○○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 法第18条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第3項第1号 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く) | | する | |
| 第3項第3号イ (継続的安定的農業経営) | | 第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第3項第4号 (関係権利者の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | する | |
| 第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意) | | 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第5回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号2 (賃借権設定)

| | | | | | |
|----------------------------|---------|---|------------|-----|--------------|
| 設定を受ける者 | ○ ○ ○ ○ | 設定をする者 | ○○○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 法第18条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第3項第1号 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く) | | する | |
| 第3項第3号イ (継続的安定的農業経営) | | 第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第3項第4号 (関係権利者の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | する | |
| 第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意) | | 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第5回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号3 (賃借権設定)

| | | | | | |
|----------------------------|---------|---|------------|-----|--------------|
| 設定を受ける者 | ○ ○ ○ ○ | 設定をする者 | ○○○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 法第18条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第3項第1号 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く) | | する | |
| 第3項第3号イ (継続的安定的農業経営) | | 第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第3項第4号 (関係権利者の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | する | |
| 第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意) | | 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第5回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号4 (賃借権設定)

| | | | | | |
|----------------------------|---------|---|------------|-----|--------------|
| 設定を受ける者 | ○ ○ ○ ○ | 設定をする者 | ○○○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 法第18条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第3項第1号 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く) | | する | |
| 第3項第3号イ (継続的安定的農業経営) | | 第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第3項第4号 (関係権利者の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | する | |
| 第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意) | | 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第5回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号5 (賃借権設定)

| | | | | | |
|----------------------------|---------|---|------------|-----|--------------|
| 設定を受ける者 | ○ ○ ○ ○ | 設定をする者 | ○○○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 法第18条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第3項第1号 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く) | | する | |
| 第3項第3号イ (継続的安定的農業経営) | | 第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第3項第4号 (関係権利者の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | する | |
| 第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意) | | 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第5回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号6 (賃借権設定)

| | | | | | |
|----------------------------|-------|---|------------|-----|--------------|
| 設定を受ける者 | ○ ○ ○ | 設定をする者 | ○○○○○○○○○○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 法第18条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第3項第1号 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く) | | する | |
| 第3項第3号イ (継続的安定的農業経営) | | 第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第3項第4号 (関係権利者の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | する | |
| 第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意) | | 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第5回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号7 (賃借権設定)

| | | | | | |
|----------------------------|-------|---|---------|-----|--------------|
| 設定を受ける者 | ○ ○ ○ | 設定をする者 | ○ ○ ○ ○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 法第18条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第3項第1号 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く) | | する | |
| 第3項第3号イ (継続的安定的農業経営) | | 第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第3項第4号 (関係権利者の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | する | |
| 第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意) | | 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第5回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号8 (賃借権設定)

| | | | | | |
|----------------------------|-------|---|---------|-----|--------------|
| 設定を受ける者 | ○ ○ ○ | 設定をする者 | ○ ○ ○ ○ | 作成者 | 農地係長 中田昌浩 |
| 法第18条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第3項第1号 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く) | | する | |
| 第3項第3号イ (継続的安定的農業経営) | | 第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | — | |
| 第3項第4号 (関係権利者の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | する | |
| 第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意) | | 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。 | | — | |

